佐賀県告示第 149 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 25 年４月９日

佐賀県知事　　古　　川　　康

１　施行者の名称

唐津市

２　都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業　唐津市公共下水道（唐津処理区）

３　事業施行期間

昭和 53 年１月 13 日から平成 28 年３月 31 日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

昭和 53 年佐賀県告示第 39 号、昭和 62 年佐賀県告示第 237 号、平成２年佐賀県告示第 586 号、平成５年佐賀県告示第 492 号、平成７年佐賀県告示第 527 号、平成 10 年佐賀県告示第 560 号、平成 13 年佐賀県告示第 598 号、平成 16 年佐賀県告示第 636 号、平成 18 年佐賀県告示第 102 号、平成 19 年佐賀県告示第 12 号、平成 22 年佐賀県告示第 191 号及び平成 24 年佐賀県告示第 19 号の事業地のうち、唐津市二タ子三丁目において事業地を変更する。

(2)　使用の部分

昭和 53 年佐賀県告示第 39 号、昭和 62 年佐賀県告示第 237 号、平成２年佐賀県告示第 586 号、平成５年佐賀県告示第 492 号、平成７年佐賀県告示第 527 号、平成 10 年佐賀県告示第 560 号、平成 13 年佐賀県告示第 598 号、平成 16 年佐賀県告示第 636 号、平成 18 年佐賀県告示第 102 号、平成 19

年佐賀県告示第 12 号、平成 22 年佐賀県告示第 191 号及び平成 24 年佐賀県告示第 19 号の事業地に、唐津市鏡字高柳、柏崎字高柳及び宇木字長ノ坪を加え、柏崎字大井手及び宇木字汲田を削り、柏崎字久里崎及び宇木字杵井戸地内において事業地を変更する。